

# 北広島町農業委員会第 37 回総会議事録

事務局 (第 37 回北広島町農業委員会総会開会宣言)

会長 (開会あいさつ)

---

## 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号 1 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 担当委員より説明をお願いします。

1 2 番 7 月 10 日に担当推進委員と現地調査を行いました。譲受人は 2 5 年前からここに別荘を建てて、住んでおられる方です。譲渡人は、譲受人の隣に家があり、現在は住んでおられません。他の農地は、地元の大型農家へ委託し、水稻を作ってもらっている方です。草刈り等も譲受人がされています。別荘の下の農地の草刈りも譲受人がされています。家庭菜園をやりたいという事で譲り受けられるという事です。機械など問題はありません。以上の事から農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため許可相当と思われれます。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

会長 この件について、ご意見ご質問等はございませんか。

委員 別荘は位置図のどこですか。

1 2 番 説明

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 1 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 2 番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

会長 担当委員より説明をお願いします。

1 0 番 7 月 12 日に担当委員と現地調査を行いました。譲受人の住所は他地域になっていますが、譲り受ける農地の近くに家があり、親戚でもあります。譲渡人は、亡くなっておられますが、これは農事組合法人の会員であり、譲受人も農事組合法人の会員であります。そのままこの農地を全部引き受けて、経営も全部農事組合法人の方をお願いをするという

事で、何ら問題はないと考えております。譲受人は週末、土日には、ほとんど帰って農業の方もやっておられますし、機械も技術も全部持っておられますので、何の問題もないと思っております。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますので、よろしく願いいたします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

13番 去る10日担当推進委員と現地確認、また譲受人と面談し、現地を回りました。場所的には町道のそばに田んぼも自宅も位置しております。譲渡人の家は現在空き家になっております。譲渡人の自宅と譲受人の生家は300mくらいしか離れておりません。15年位前から譲受人が全て田んぼも耕作されて、現在も耕作されております。畑については、自己保全で草刈りだけしてある状態でございました。今後は野菜を作って、自分の所の野菜を作っていくと聞いております。譲受人は、機会も全て持っておられます。乾燥施設もございました。労働力も十分やっつけける事を確認しております。近隣農地への被害もないと思われます。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると思えます。ご審議よろしくをお願いします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 農業経営規模に差がありますが、この差は譲渡人がそのまま持っておくという事でよろしいでしょうか。

事 務 局 今回の申請については、この筆のみ譲り渡されると伺っております。

会 長 他にございませんか。それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号4番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

1 4 番 去る12日に担当委員と現地確認に赴きまして。譲受人と面談を致しました。以前は地元法人与自然権設定をされておりましたが、間借ということで解除され、また許可をいただきますと地元法人に預けて作ってもらうという事を伺っております。位置図の申請地の横に●●さんの家の隣の家には住まわれておらず、今年全部更地にされまして、解体されております。それが、譲渡人の元家でございます。親戚にあたりますが、位置図10ページに他になっている筆がありますが、畑を作って野菜を植えてありました。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号5番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

1 番 7月13日に担当委員と現地確認に赴きまして、譲受人と一緒にお話をさせていただきながら審査いたしました。譲渡人と譲受人は兄弟でございます。年齢が結構、譲受人は91歳ということでございますが、元気な方で畑仕事、家庭菜園程度はされておられます。そういった事で所有権移転を希望されておられる。諸々の機械もあります。現地へ行っても、耕作されております。家族の手伝いもあると伺っております。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

委 員 登記上宅地となっているのだから、許可不要ではないか。

事 務 局 現況主義となっておりますので、現況が農地の場合は許可が必要です。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手多数)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

## 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

10番 7月12日に担当委員と共に現地確認を見て参りました。この申請地は、山の狭い谷に、田んぼ、畑が段々にあった所です。適用にありますようにこのまま投げておけば、鳥獣害の被害に合うだけで、なかなかどうすればいいかと前々から非農地にしてくれとは言っていたが、鳥獣被害が多いので草刈り管理だけはしてこられていた。そのために非農地にすることができずにいました。それなら木を植えて管理するからと、この度の申請となりました。申請地の周辺は、全部自己所有の土地でありますし、周辺農地へ何の影響はないと考えますので、この申請は妥当と判断しました。よろしく願いいたします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

事 務 局 地番図の面積が議案の面積と違っています。議案の面積が正しいので地番図の訂正をお願いします。

会 長 他にございませんか。

委 員 両サイドの道は軽トラが通れるような道幅がありますか。

10番 軽トラは通れませんが、昔の山に上がるような1mくらいの道があります。

委 員 赤線がありますか。

10番 赤線があります。

委 員 車は入れませんか。

- 10 番 車は入れません。ぐるっと回って一番上の。図面番号 14 ページの 2 がありますよね。あそこまで回り道をしたら車は上がります。そこから下は、車は通れません。
- 委 員 図面番号 6-3 の植林予定地には植林しない所があるのですか。
- 10 番 ここは、道路のほtotりといいですか、ここは植林は予定はしていませんが。
- 委 員 ここは残されますか。
- 10 番 草を刈って管理だけはせにゃいけん所です。
- 委 員 今まで通りすればいいのでは。
- 10 番 今まで通りすればいいのですが、農地として残るのは。
- 会 長 植林するという事ですので木を植えてください。指導をしてください。そうでないと地目は変えられません。今度、登記所の登記官が見に来た時に木が植えてないと山林にはできないのですよ。絶対に指導してください。
- 10 番 しっかり指導します。
- 会 長 他にございませんか。 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 6 番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委 員 (挙手多数)
- 会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

### 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の承認について

- 会 長 続いて番号 7 番について事務局より説明をお願いします。
- 事 務 局 (議案説明)
- 会 長 担当委員より説明をお願いします。
- 13 番 去る 7 月 10 日に担当委員と現地を視察しました。また、申請人とも現地を確認しました。場所的には元の集会所の位置に立っています。昭和 56 年に圃場整備事業で、この地域が施工されましたが、当時に農山村構造改造事業として本集会所が建築しております。農地の上に無断で建てられたという事で、顛末書を添付しての申請でございます。許可相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。
- 会 長 それでは番号 7 番についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 申請人は法人ですか。

13番 数年前に地縁団体となり、資産が持てるようになっていきます。

会長 他にございませんか。 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号8番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 担当委員より説明をお願いします。

14番 去る12日に担当委員と現地確認をしました。貸付人と現地を見さしてもらいました。(位置図で説明)家の畑になっている箇所がありますが、そこは宅地として車庫等になっています。町道になっている所もあります。自身で橋をかけられている箇所もあります。この度の申請地には、新しく家を建てられます。現地確認に行った時には既に工事が進んでおりました。そのため始末書添付となっています。家に入る道がなく、畑等に私道をつけて、入れるようにしていたという事でした。始末書添付ですし、今度親御さんを助けてやっていこうと思っておられます。やむなしという事で許可相当と思われれます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

会長 それでは番号8番についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 今、町道になっている等でしたが、これは無断転用ですか。それとも5条の許可を受けておられますか。

事務局 まだ。調べておりません。

委員 位置図は申請者が提出されたままで宅地となっている、現況地番図は事務局が添付したと。

事務局 そうですが、町の地図システムの中の情報なので、リアルタイムに登記が切り替わってはいません。許可を受けられていても登記を切り替えておられない場合、ずっと畑として残ってしまうので、こちらは過去の受付帳を調べてみないと分かりません。

会長 他にございませんか。 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 9 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

7 番 去る 7 月 11 日に担当委員と現地の方確認させていただきました。(現況地番図 23 ページにて説明) このあたりの圃場は荒れており、かなり前から耕作されていません。年に何回か地元の方が草刈りをされているようです。譲渡人の土地ですが、現在は草が生えて、田んぼに戻るような状態ではありませんし、ここの土地も年に数回草刈りをされているような状況でございます。水路の方もございましたが、水は流れてきませんし、近隣の住民に与える影響もないと思われまますので、許可妥当と思われまます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 9 番について申請どおり許可して良いと思われま委員の方は挙手をしてください。

委 員 (挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号 10 番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案説明)

会 長 担当委員より説明をお願いします。

6 番 去る 13 日に担当委員と共に現地に赴き、ご主人と面談を行ってまいりました。今回の件ですけれども、昨年の 7 月に 5 条案件で出されまして、元々二つだったのを一筆に合筆されて、一般住宅 500 ㎡以下ということで三分筆されて、一筆をご主人、奥さん、そして農地として残ったという事でございます。(図面 2 7 ページにより説明) 始末書をつけられて提出されていまます。許可相当と思われまます。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号 10 番について申請どおり許可して良いと思われま委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

---

#### 議案第4号 農用地利用集積計画について

会長 事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案説明)

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 (挙手全員)

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。  
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

令和 年 月 日

会長 (印)

議事録署名者 (印)

議事録署名者 (印)